

新潟県企業局管理規程第2号

新潟県企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年3月29日

新潟県企業管理者 藤 澤 浩 一

新潟県企業局組織規程の一部を改正する規程

新潟県企業局組織規程（昭和37年新潟県企業局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>（課、室、係及び班の設置）</p> <p>第5条 局本庁に次の課、室、係及び班を置く。</p> <p>総務課（略）</p> <p>施設課</p> <p>電機施設班 土木施設班 <u>建設班</u></p> <p>企業誘致推進課</p> <p>（参事等）</p> <p>第22条の2 局、課、係及び班に、<u>参事、副参事、主査、専門員及び主任</u>を置くことができる。</p> <p>2 参事、副参事、<u>主査、専門員及び主任</u>は、上司の命を受けて、<u>局、課、係及び班</u>の事務を処理する。</p> <p>（参事等）</p> <p>第27条 事業所及びその内部組織に、<u>参事、副参事、主査、専門員及び主任</u>を置くことができる。</p> <p>2 参事、副参事、<u>主査、専門員及び主任</u>は、上司の命を受けて担当事務を処理する。</p> | <p>（課、室、係及び班の設置）</p> <p>第5条 局本庁に次の課、室、係及び班を置く。</p> <p>総務課（略）</p> <p>施設課</p> <p>電機施設班 土木施設班</p> <p>企業誘致推進課</p> <p>（参事等）</p> <p>第22条の2 局、課、係及び班に<u>参事、副参事、主任及び主査</u>を置くことができる。</p> <p>2 参事、副参事、<u>主任及び主査</u>は、上司の命を受けて<u>局、課、係及び班</u>の事務を処理する。</p> <p>（参事等）</p> <p>第27条 事業所及びその内部組織に<u>参事、副参事、主任及び主査</u>を置くことができる。</p> <p>2 参事、副参事、<u>主任及び主査</u>は、上司の命を受けて担当事務を処理する。</p> |

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。